

## PCB 廃棄物・PCB 使用製品の保有に関する掘り起こし調査実施要領

### 1 目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）第 5 条第 2 項の規定により、都道府県は、当該都道府県の区域内における PCB 廃棄物等の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。また、同法第 11 条の規定により、都道府県知事は、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができるとされている。

そこで、本調査は、県所管域内における PCB 廃棄物及び使用中の PCB 使用製品を網羅的に把握することにより、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に資することを目的とする。

### 2 調査内容

「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査について（平成 26 年 9 月 2 日付け環廃産発第 1409021 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）」で通知された「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」（国マニュアル）に基づき、3 の対象物の保有について、4 の対象者に対して、5 の期間に、6 により実施する。

なお、調査のフォローアップについては、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 3 版）」（国マニュアル第 3 版）に基づき、7 により実施する。

### 3 調査対象物

- ・ 保管中の PCB 廃棄物
- ・ 使用中の PCB 使用製品

### 4 調査対象者（別紙 1）（国マニュアル①に相当）

平成 26 年 8 月 25 日に開催された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に係る説明会」において環境省から提供された自家用電気工作物（※ 1）設置者（14,667 者（※ 2））を調査対象者とする。

アンケート調査については、2 年間で実施することから、設置場所の所在する市町村で調査年度を分け、表 1 のとおりとする。

※ 1 自家用電気工作物：「電力会社から 600 ボルトを超える電圧で受電する電気設備」や「一定出力以上の発電設備」等は、「自家用電気工作物」として、電気事業法の規制を受け、国への届出が必要となっている。

※ 2 環境省から提供されたリストは、14,676 者あるが、県所管域以外（横浜市及び相模原市）に設置している 9 者が含まれていたため、これを除外した 14,667 者を対象とした。

表 1 : 調査年度一覧

設置場所の所在する市町村		対象者数	平成27年度	平成28年度
横三C管内	鎌倉市	725	○	
	葉山町	116		○
	三浦市	206	○	
	逗子市	158		○
県央C管内	愛川町	379	○	
	清川村	28	○	
	綾瀬市	801	○	
	海老名市	586	○	
	厚木市	1,706		○
	座間市	528	○	
	大和市	1,051		○
湘南C管内	伊勢原市	525	○	
	茅ヶ崎市	670	○	
	寒川町	311	○	
	秦野市	825	○	
	大磯町	118	○	
	二宮町	95	○	
	藤沢市	1,787		○
	平塚市	1,413		○
県西C管内	小田原市	1,164		○
	真鶴町	55	○	
	湯河原町	202	○	
	箱根町	539	○	
	開成町	80	○	
	山北町	124	○	
	松田町	60	○	
	大井町	107	○	
	中井町	124	○	
	南足柄市	184	○	
合計		14,667	7,272	7,395

## 5 調査期間

平成 27～28 年度の 2 年間でアンケート調査を実施し、調査票送付時期及び回答期間は表 2 のとおりとする(別紙 2 掘り起こし調査スケジュール参照)。

なお、調査票不達者及び未回答者への対応等については、平成 29 年度以降に実施するものとする。

表 2 調査票送付時期及び回答期間

	対象者	調査票送付時期	回答期間
H27 1 回目	約 1,300 者	平成 27 年 9 月頃	送付後約 1 ヶ月間
H27 2 回目	約 3,000 者	平成 27 年 10 月頃	
H27 3 回目	約 3,000 者	平成 27 年 11 月頃	
H28 4 回目	約 2,400 者	平成 28 年 6 月頃	
H28 5 回目	約 2,500 者	平成 28 年 7 月頃	
H28 6 回目	約 2,500 者	平成 28 年 8 月頃	

合計	約 14,700 者		
----	------------	--	--

## 6 調査実施方法

### (1) 調査対象者の精査(国マニュアル②に相当)

調査対象者リストには、設置した自家用電気工作物が既に廃棄物となり、PCB 特別措置法第 8 条に基づく保管及び処分状況の届出をしている者が含まれている。また、自家用電気工作物が PCB 含有電気工作物と判明している場合は、電気事業法及び電気関係報告規則に基づく届出をしている者も含まれている。

一方、このリストには、同一設置者で複数の事業所を届出しているもの、別の設置者名で設置所在地が同一のものなどがある。

以上のことから、これらの者については次のとおりとする。

#### ア PCB 特別措置法第 8 条に基づく保管及び処分状況の届出者(※)(別紙 3)

保管及び処分状況の届出者であっても、届出漏れの可能性があることから調査対象者とする。

ただし、調査対象者の属性を「保管届出済」として分類するものとする。

〔 ※ 平成 27 年 8 月 1 日現在、PCB 廃棄物管理システムに登録されている PCB 廃棄物保管事業者、PCB 使用機器の所有事業者及び既に PCB 廃棄物を処分済の保管事業者 〕

#### イ 電気事業法及び電気関係報告規則に基づく PCB 含有電気工作物の届出者(※)(別紙 4)

PCB 含有電気工作物の届出者であっても、届出漏れの可能性があること及び使用廃止後の PCB 含有電気機器について PCB 特別措置法の保管及び処分状況が適正に届出されていない可能性があることから調査対象者とする。

ただし、調査対象者の属性を「使用届出済」として分類するものとする。

〔 ※ 平成 27 年 5 月 27 日付けで関東東北産業保安監督部から提供された PCB 含有電気工作物設置者 〕

#### ウ 同一設置者で複数の事業所を届出しているもの、別の設置者名で設置所在地が同一のもの

(ア) 設置者名が同一で複数の事業所を届出している場合、名称が同一であっても別の法人である可能性があることや事業所によっては管理者が異なる可能性があることから調査対象とする。

ただし、設置者名、事業所名、設置所在地が同一の場合は、重複分を調査対象者から除外する。

(イ) 別の設置者名で設置所在地が同一の場合、同一の法人であると確認できたものについては、重複分を調査対象者から除外する。

#### エ 県及び県内市町村が設置者

調査対象者の属性を「行政」として分類するものとする。

## (2) 調査の周知方法

### ア 事前の周知

- ・ 県ホームページに掲載(平成 27 年 8 月 4 日掲載済)
- ・ 県のたよりに掲載(平成 27 年 9 月 1 日号掲載済)
- ・ 関係各団体に周知依頼(平成 27 年 9 月実施済)

### イ 調査開始後

- ・ 県ホームページ(ア のホームページを調査開始後に修正)
- ・ 県民の窓(平成 27 年 11 月に掲載済。未回答者に対する注意喚起。)

## (3) 調査票の作成(国マニュアル③に相当)

調査票は様式 1、回答用紙は様式 2 のとおりとする。

## (4) 調査票の送付(国マニュアル④に相当)

調査票等を郵送により送付する。送付に当たっては、返信用封筒を同封するものとする。

ただし、調査対象者が「行政」の属性のもののうち、県関係機関の場合はグループウェアで照会し、県内市町村関係機関の場合は各市町村財産管理所管課あてに該当調査対象一覧と併せて逡送で送付するものとする。

また、併せて、県ホームページに調査票等を掲載するものとする。

## (5) 調査の回答方法(国マニュアル⑤に相当)

郵送、または E メールによる回答とする。

問合せについては、問合せ Q&A(別紙 5)により、資源循環推進課適正処理グループが対応する。

## (6) 回答入力・集計(国マニュアル⑥に相当)

回答があった調査対象者については、回答内容を調査集計表(様式 3)に記入する。

調査票不達者については、調査集計表(様式 3)に不達を記入する。

## (7) 調査結果に基づく掘り起こし調査(国マニュアル⑦に相当)

(6) の調査集計表から、これまで把握していない PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 使用製品の使用者に対して、電話連絡等により、PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の保有状況を確認し、未届けの PCB 廃棄物保管事業者及び未把握の PCB 使用製品使用者を整理する。

## (8) 未処理事業者の一覧表の作成(国マニュアル⑧、⑩に相当)

(7) の結果及びこれまで把握している PCB 廃棄物保管事業者及び PCB 使用製品使用者についてとりまとめ、未処理の PCB 廃棄物保管事業者及び PCB 使用製品使用事業者の台帳(未処理事業者一覧表)(様式 4)を作成する。

平成 30 年 11 月 28 日

また、併せて電気関係報告規則届出データ(別紙 4)との突合を行う。

なお、処理予定年月の確認については、(9)で実施する。

**(9) 未処理事業者への指導(国マニュアル⑨に相当)**

- ・未届け事業者に対し、PCB 特別措置法に基づく届出の徹底を指導する。
- ・未届け事業者に対し、JESCO へ登録するよう指導する。
- ・未処理事業者に対し、適正保管、処理期限内の適正処理を指導し、処理予定年月を確認する。

**7 調査のフォローアップ(国マニュアル⑩に相当)**

調査票未達及び調査未回答者への対応については、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第 3 版)」(国マニュアル第 3 版)に基づき、以下の手順で実施する。

**(1) フォローアップ調査対象事業者の整理・確定(国マニュアル第 3 版⑫に相当)**

アンケート調査における未回答事業者、平成 28 年 12 月に環境省から提供された「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査対象事業者リスト(平成 28 年 12 月)」において新たに加えられた事業者をフォローアップの調査対象とする。未回答事業者の住所等の情報については、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査対象事業者リスト(平成 28 年 12 月)」を利用し、精査を行う。

**(2) フォローアップ調査票の作成(国マニュアル第 3 版⑬Bに相当)**

フォローアップ調査票は様式 5 のとおりとする。

**(3) フォローアップ調査依頼文及び調査票の送付(国マニュアル第 3 版⑭Bに相当)**

フォローアップ調査票等を郵送により送付する。送付に当たっては、返信用封筒を同封するものとする。

ただし、調査対象者が「行政」の属性のもののうち、県関係機関の場合はグループウェアで照会し、県内市町村関係機関の場合は各市町村財産管理所管課あてに該当調査対象一覧と併せて逡送で送付するものとする。

また、併せて、県ホームページに調査票等を掲載する。

**(4) 調査の回答方法(国マニュアル第 3 版⑮Bに相当)**

郵送、ファクシミリまたは E メールによる回答とする。

問合せについては、問合せ Q&A(別紙 5)により、資源循環推進課適正処理グループが対応する。

フォローアップ調査において、回答が得られない事業者については、電話による回答督促を実施し、調査票を回収する(国マニュアル第 3 版⑬A~⑮Aに相当)。

電話による督促ができない場合、督促に応じない場合、現地調査を実施する。

回答があった調査対象者については、回答内容を調査集計表(様式 6)に記入する。

調査票未達者については、調査集計表(様式 6)に未達を記入する。

(5) フォローアップ調査結果に基づく掘り起こし調査（国マニュアル第3版⑰に相当）

(4) の調査集計表から、これまで把握していない PCB 廃棄物の保管事業者及び PCB 使用製品の使用者に対して、電話連絡、現地調査等により、PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の保有状況を確認し、未届けの PCB 廃棄物保管事業者及び未把握の PCB 使用製品使用者を整理する。

(6) フォローアップ調査後の未処理事業者の一覧表の作成（国マニュアル第3版⑱、⑳に相当）

(5) の結果及びこれまで把握している PCB 廃棄物保管事業者及び PCB 使用製品使用者についてとりまとめ、未処理の PCB 廃棄物保管事業者及び PCB 使用製品使用事業者の台帳（未処理事業者一覧表）（様式4）を作成する。

また、併せて電気関係報告規則届出データ（別紙4）との突合を行う。

なお、処理予定年月の確認については、（7）で実施する。

(7) フォローアップ調査後の未処理事業者への指導（国マニュアル第3版㉑に相当）

- ・未届け事業者に対し、PCB 特別措置法に基づく届出の徹底を指導する。
- ・未届け事業者に対し、JESCO へ登録するよう指導する。
- ・未処理事業者に対し、適正保管、処理期限内の適正処理を指導し、処理予定年月を確認する。

(8) フォローアップ調査結果に基づく未回答事業者への対応（国マニュアル第3版㉒に相当）

未達事業者以外の未回答事業者に対し、（3）のフォローアップ調査以降の作業を実施する。この際の調査票は、様式5-1とする。

このフォローアップ調査に対する未回答事業者については、最終通知事業者とする。

(9) 未達事業者への対応（国マニュアル第3版㉓に相当）

電話番号が判明している未達事業者に対しては、電話により、調査への協力を依頼する。調査に協力いただける事業者に対してフォローアップ調査票、様式5又は様式5-1を送付して回答を回収する。

電話番号が不明の事業者については、WEB 情報（地図、タウンページ等）等を利用して連絡先を調査し、連絡先が判明した事業者に対して、同様の方法により対応する。

連絡先が判明しない事業者については、調査対象外事業者とする。

## 8 掘り起こし調査の完了

(1) 最終通知（国マニュアル第3版 3. (1) (1) 手順6に相当）

3 (8) のフォローアップ調査に対する未回答事業者へは、PCB 廃棄物は定められた期限までに処分しなければ、PCB 特措法に基づく改善命令が発出され、これに

平成30年11月28日

従わない場合には罰則が科せられること等を記載した最終通知を書留郵便等で送付する。

**(2) 目標期日**

7(8)及び(9)のフォローアップ調査については、平成31年度中に完了することとする。

8(1)の最終通知を平成32年度中に完了することとする。